

生活 パイロット

アイネスに寄せられる苦情相談で最も多いのは、インターネットを通じての情報提供サービス「デジタルコンテンツ」に関するものです。事例を紹介します。

【アダルトサイトのワンクリック請求】スマートフォンでアダルトサイトに接続し、年齢認証を行

ネットの情報提供サービス

カード購入：新たな詐欺も

った途端「登録完了。9万6千円払え」と表示された。

▼アドバイス 事前に明確な有料表示、確認画面、訂正・取り消し画面

がなければ支払う必要はありません。

【オンラインゲーム】

中学生の息子がオンラインゲームを利用し、親の



クレジットカードで決済した。50万円請求されてるが、利用したのは未成年者であるとの理由で取り消したい。

▼アドバイス 利用したゲーム会社と交渉する

しかありませんが、中学生の場合、取り消しは難しいと思われま

称したとされ、カード決済についてカード会社から親の管理責任を問われる可能性もあります。

【架空請求】パソコン

に「有料サイトの未納料金がある。連絡しなければ訴訟する」とメールが届いたが、身に覚えがない。

▼アドバイス 身に覚

えなければ無視して様子を見ましよう。

詐欺で、お金を請求する新たな方法として、消費者にコンビニエンスストアなどでプリペイドカード(サーバ型電子マネー)を購入させ、カードに記載された番号などを聞き出すといった手口があります。カードが手元になくても、番号などをインターネット上で入力すれば使用できます。他人から言われてプリペイドカードを購入したり、番号などを伝えたりしては絶対にいけません。

インターネット上のトラブルは、相手を特定することが難しい事例も多く、お金を払ってしまうと取り戻すのが困難です。トラブルに遭ったり不安に思うことがあったら、すぐに最寄りの市町村の消費生活相談窓口やアイネスに相談してください。(県消費生活・男女共同参画プラザIIアイネス、☎097・534・0999)消費生活相談電話)